

その炭、本当に消えていますか？

暖かい季節になると、自宅やキャンプ場でバーベキューを楽しむ機会が増えます。しかし、毎年のように着火剤のつぎ足しや炭の不始末などが原因で火災が発生しています。バーベキューは楽しい時間ですが、ひとつの不注意が大きな火災や事故につながります。以下の点に注意してバーベキューを楽しんでください。

【主な火災の原因】



着火剤のつぎ足し

火がついた後に着火剤を「つぎ足し」すると、急激に燃え上がり大変危険です。絶対にやめましょう。



炭の不始末

炭は消えたように見えても内部が高温です。水に浸すか、金属・陶器製の容器に蓋をして完全に消火してください。



強風による火の粉の飛散

風で火の粉が飛び、周囲の可燃物や衣服に燃え移る危険があります。強風時の火気使用は避けましょう。



着衣着火

化学繊維（ポリエステル、ナイロンなど）の衣服は一瞬で溶けて皮膚に張り付き、重度のやけどを負う危険性があります。袖・裾が広い衣服は着火しやすいので注意してください。

救急出場状況 (6月分)	
急病	13件(11人)
交通事故	1件(1人)
一般負傷	2件(2人)
6月計	16件(14人)
累計	147件(137人)
※()内は傷病者搬送人員	

野生動物対策の状況

農林課林業振興室
野生鳥獣専門員

56 - 2174

エゾシカ

6月の駆除捕獲頭数は70頭でした。6月値としては過去10年で最多となりました。



ヒグマ

7月13日現在の状況として上トマムの市街地付近では6月下旬からの活動が間を空けながらも続いており、フキ食痕やふん、若齢単独個体の目視があり警戒を強めています。同じ上トマムの団体線方面では、自動撮影で親子や成獣雌雄ペア、単独個体など複数の個体が確認できました。このほか村内では、字中央青巖橋付近でふん、湯の沢北の国道沿いでの親子目視など、各地で散発的に活動情報があります。



6月27日 上トマム (自動撮影)



例年、8月は目撃情報が減少する一方でデントコーンの被害が始まる時期です。農地周辺や住宅近くでもヒグマが行動する可能性がありますので、出歩かれる

際には十分お気をつけください。

最新のヒグマ情報は村ホームページ地図を、月毎の各種お知らせは折り込みをご覧ください。

その他

7月13日に占冠村エゾシカ肉調査報告会が開催されました。当日は北海道大学、北海道立総合研究機構、森林総合研究所からエゾシカ肉の肉質や衛生管理などに関する調査結果が報告され、村職員を含む捕獲従事者10名が聴講しました。最新の知見を共有することで、捕獲から処理までの品質管理への理解を深める機会となりました。今後とも研究機関と連携し、安心安全でおいしいエゾシカ肉の有効活用に努めます。



エゾシカ肉調査報告会

○トマム学校令和8年度の重点目標

「安心と安全」

子どもはもちろん、教職員・保護者・地域にとって安心・安全な学校

- ▶ 笑顔とあいさつにあふれ、安心して楽しく学ぶことができる
- ▶ 思いやりの心と優しさにあふれ、自分や人を大切にできる
- ▶ 何事にも協力して挑戦し、自分を高めることができる

(3つを支える) 安心・安全を支える、学校・家庭・地域との連携

今年度のトマム学校は、「自ら学び心豊かにたくましく」の教育目標のもと、「安心と安全」を重点目標にし、地域の皆さまのご協力をいただきながら、取り組みを進めているところです。

「トマム学校・トマム保育所合同運動会」は、一日延期となり、5月31日(日)に開催しました。園児、児童生徒、保護者、地域の皆様さまに参加いただきながら、14種目を行うことができました。保護者の皆さまからは、事後のアンケートで「子供の成長が見られ、子どもと一緒に参加できる種目や一般参加もあり、とても楽しい運動会でした。」「小さな地域だからこそ、いろいろな世代の交流もあり良かったと思います。」などの評価をいただきました。

また、6月2日(火)に、地元の自然の恵みを五感で学ぶ山菜学習を行いました。講師の平塚さんからは、身近に自生している山菜の種類や見分け方について教えていただきました。その後は、安居さんに料理の仕方を教えていただき、フキやオオウバユリ、ヨモギなどを天ぷらや煮付けにして、給食時においしくいただきました。子供たちは今回の体験を通して、地域の自然の恵みに触れ、豊かな自然に囲まれていることを再認識することができました。

また、「ヒグマに関する授業」「川の学習」「陶芸」など、占冠村の皆さまにお力添えをいただきながら、学習を進めています。教科書だけでは得られない、貴重な体験をさせていただくことで、子どもたちに地域を愛する心が確実に育っていると感じます。



運動会



ヒグマに関する授業

こちら駐在所です

占冠駐在所

56 - 2110

法定速度が引き下げられます!

令和8年9月1日から中央線等がない道路における自動車の法定速度は、30km/hとなります。

道内には、市街地の生活道路だけではなく、郊外部でも中央線等がない道路が多くあります。

「中央線等がない道路の法定速度は30km/h」を意識し、思いやりのある運転を心がけましょう。

また、すべての道路の法定速度が30km/hになるわけではありません。



○次のような道路の法定速度は、引き続き60km/hです。

- ・道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- ・道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- ・高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- ・自動車専用道路

道路標識で最高速度が指定されている道路は、法定速度ではなく、指定速度が自動車の最高速度となりますのでご注意ください。